

七尾市住まいの省エネ促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅から排出される温室効果ガスを削減するため、省エネ化につながる住宅の新築、購入及び改修（以下「新築等」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Z E H 強化外皮基準に適合し、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減され、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。
- (2) N e a r l y Z E H 強化外皮基準に適合し、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減され、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が75%から100%未満の範囲で削減された住宅をいう。
- (3) Z E H O r i e n t e d 強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される住宅をいう。
- (4) 県補助金 石川県が実施する住まいの省エネ促進事業費補助金をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、補助対象となる住宅の新築等を行う事業であって、県補助金の交付を受けたものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 七尾市内に自ら常時居住するための住宅を新築若しくは新築建売住宅を購

入した個人又は既存住宅を改修した個人

(2) 七尾市に個人が常時居住するための住宅を新築若しくは既存住宅を改修した法人又は個人事業主

2 前項に掲げる補助対象者は、本市で課税された市税を滞納していないものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、県補助金の補助対象事業に該当し、県補助金の交付を受けたものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、住宅1戸あたり次の表に定める額を上限とし、県補助金の交付額と補助対象経費から国、他の自治体やその他の機関等からの類似の補助に係るすべての金額を控除した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額を交付する。

区 分	上限額
Z E H	2 0 万円
N e a r l y Z E H、Z E H O r i e n t e d	1 0 万円
開口部の断熱改修	5 万円

2 補助金の交付は、住宅1戸につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を申請する場合は、七尾市住まいの省エネ促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 市税に未納がない証明書（様式第2号）

(2) 県補助金の交付決定及び額の確定通知書の写し

(3) 県補助金の交付申請書類一式の写し

(4) 住宅の新築等に要した経費及び県補助金以外に類似の補助金を受けている場合は、その金額がわかる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、県補助金の交付決定及び額の確定通知の日の属する年度の3月末日までに行わなければならない。

(交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、当該申請書等の内容を審査し、適正と認めたときは、七尾市住まいの省エネ促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、七尾市住まいの省エネ促進事業費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第10条 市長は、第8条の通知を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 県補助金の不交付又は取り消しとなったとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められるとき。

(財産の処分の報告等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、県補助金の規定に基づき、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供すること(以下これらを「財産処分」という。)について、県知事の承認を受けたときには、速やかに七尾市住まいの省エネ促進事業財産処分に関する報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 財産処分に係る県知事の承認通知書の写し
- (2) 県補助金の承認申請書類一式の写し
- (3) 財産処分により、県補助金の全部又は一部に相当する金額の納付請求があったときは、当該請求書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第10条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき。

(2) 前条による財産処分により収入があった場合等返還の必要があると認めるとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の命令があったときは、指定された方法により、指定された期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。